

浜田市告示第 73 号

浜田市水道未普及地域等物価高騰対策事業交付金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 4 月 1 日

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市水道未普及地域等物価高騰対策事業交付金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、水道未普及地域に居住している等の理由により、物価高騰の影響を踏まえた浜田市水道事業が実施する水道料金の減免の対象とならない市民等に対し、交付金を交付することにより、その経済的負担の軽減を図ることを目的とし、その交付金の交付に関しては、浜田市補助金等交付規則（平成17年浜田市規則第56号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 水道未普及地域 浜田市水道事業の給水区域以外の地域をいう。
- (2) 水道未契約 浜田市水道事業の給水区域内にあって給水契約の申込みをしていないことをいう。

(交付対象者)

第3条 交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 令和8年5月1日（以下「基準日」という。）において、市内に住所を有する者であって、水道未普及地域に存する世帯の世帯主又は水道未契約である世帯の世帯主。ただし、同一の住所地に2以上の世帯が登録されているとき（家屋が異なる場合を除く。）は、当該世帯の世帯主のうちいずれか1人を交付対象者とする。
 - (2) 基準日において、水道未普及地域に事務所若しくは事業所を有する事業者又は水道未契約である事業者
- 2 前項第1号に該当する交付対象者が、基準日から第5条の申請を行うまでの間に、同号に規定する世帯の世帯主でなくなったときは、新たに当該世帯の世帯主となった者を交付対象者とする。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、同項第2号に該当する事業者が基準日から第5条の規定による申請を行うまでの間に事業又は業務を廃止し、又は休止したときは、交付の対象としない。

(交付金額)

第4条 交付金の額は、1交付対象者につき4,000円とし、交付金の総額については、予算の範囲内とする。

(交付申請等)

第5条 交付金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、水道未普及地域等物価高騰対策事業交付金交付申請書兼請求書(様式第1号)に市長が必要と認める書類を添えて、令和8年8月31日までに市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、水道未普及地域等物価高騰対策事業交付金交付決定(却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により交付金の交付決定を受け、又は交付金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は交付金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年5月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

浜田市長 様

申請者 住所又は所在地
団体名
氏名又は代表者名
電話番号

※ 本人(代表者)が署名しない場合は、
記名押印してください。

水道未普及地域等物価高騰対策事業交付金交付申請書兼請求書

水道未普及地域等物価高騰対策事業交付金の交付を受けたいので、下記のとおり浜田市水道未普及地域等物価高騰対策事業交付金交付要綱第 5 条の規定により申請します。

なお、交付金の交付決定に際して市長が申請者の浜田市水道事業の給水契約について調査することに同意します。

市長が浜田市水道未普及地域等物価高騰対策事業交付金交付要綱第 6 条の規定により交付金の交付を決定したときは、下記のとおり交付金を請求し、その交付については指定する口座への振替を希望します。

記

1 交付金交付申請額 円

2 指定口座

金融機関名							
同 店 舗 名	本店・本所・支店・支所・出張所・代理店						
預 金 種 目	1	普通	2	当座	3	その他 ()
口 座 番 号							
口座名義人	フリガナ						

--	--

様式第 2 号(第 6 条関係)

指 令 番 号
年 月 日

様

浜田市長

印

水道未普及地域等物価高騰対策事業交付金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました水道未普及地域等物価高騰対策事業交付金の交付については、下記のとおり決定（却下）しましたので、浜田市水道未普及地域等物価高騰対策事業交付金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

記

交付金額

円

(却下理由)